平成２１年（フ）第７０７号
栃木県足利市五十部町997番地３、前住所栃木県足利市山下町1240番地１　ラフォーレ山下Ａ101
債務者　鈴木　政彦
１　決定年月日時　平成21年10月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第６９８号
岡山市中区山崎146番地９
債務者　藤滝　邦興
１　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２７号
岡山市中区清水２丁目７番34号　ノーブル清水Ｂ棟202
債務者　藤井　寛子
１　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７７０号
岡山市南区妹尾3234番地２
債務者　入口　桂子（旧姓大矢）
１　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８１０号
岡山市北区京山１丁目11番１号
債務者　桑原　真澄
１　決定年月日時　平成21年10月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９３５号
横浜市青葉区美しが丘２丁目13番地２　レガートたまプラーザ401
債務者　岡藤瀬戸児
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２４号
広島県福山市曙町５丁目32番８号　プレステージ21　Ｂ201
債務者　金森　由美
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月９日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月４日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１１１６号
東京都八王子市元八王子町３丁目2440番地１グリーンハイツ103号
債務者　岩﨑　　誠
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月14日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月14日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９９２号
東京都小金井市東町４丁目43番４号栄ビル305
債務者　古田島清次
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０２５号
東京都八王子市八木町５番１―502号ティーエルハイツ
債務者　加藤真紀子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０５２号
東京都練馬区小竹町１丁目７番10―104号
債務者　馬場由美子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９６号
東京都多摩市諏訪５丁目２番地９―406
債務者　中川　啓子
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１１２号
東京都日野市多摩平４丁目１番地の５ハイム水口205
債務者　山下　健司
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１４０号
東京都西多摩郡奥多摩町氷川1229番地
債務者　荒井　邦博
１　決定年月日時　平成21年10月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１７５号
沖縄県うるま市与那城伊計3591番地
債務者　仲嶺　初美
１　決定年月日時　平成21年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年１月19日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部